

農学委員会分野別委員会の設置について

分科会等名：農学分野における名古屋議定書関連検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○農学委員会 食料科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員または連携会員
3	設置目的	第23期に設置された本分科会では、名古屋議定書の課題や批准に伴う国内措置に対する対応を議論し、平成28年12月に提言「学術研究の円滑な推進のための名古屋議定書批准に伴う措置について」を公表した。その後、平成29年8月に我が国は名古屋議定書締約国となり国内措置が施行された。名古屋議定書には取り扱う対象などについて未確定の部分があり、デジタルDNA情報を議定書の中で扱うべきとの学術研究にも重大な影響を及ぼしうる議論も国際的に生じている。このため、これらの問題について、農学分野を中心に問題点、対応策等について検討し、合わせて議定書と国内措置のアカデミアにおける周知徹底策などを検討するため、本分科会を設置する。
4	審議事項	1.日本における名古屋議定書発効後の問題点等の検討 2.議定書の適用範囲等についての国際的議論対応の検討に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※新規設置